

財団法人高速道路調査会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人高速道路調査会（以下、「調査会」という）寄附行為第22条第3項の規定に基づき、賛助会員等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 会員を分けて賛助会員、フェロー会員とする。

(入会)

第3条 賛助会員は、調査会の目的に賛同し年額10万円原則100万以上納入することを申込み、理事長の承認を受けたものをいう。

2 フェロー会員は、この会の趣旨に賛同し、その事業に積極的に協力する学識経験者等にして理事長の委嘱を受けたものをいい、会費の納入を必要としない。

(会員の協力)

第4条 会員は、理事長の委嘱により調査会の事業活動に協力するとともに、本センターの事業活動に参加することができる。

ただし、予め理事長の承認を得て、その代理人を参加させることができる。

(会員の資格喪失等)

第5条 会員は、次の場合会員たる資格を失う。

- 一 本人から退会の届出があったとき
- 二 会費の払い込みを引き続いて3年間行わなかったとき
- 三 団体会員が解散又は廃業したとき
- 四 個人会員が死亡したとき
- 五 理事会が決議したとき

2 会員は、次の場合会員たる資格を停止する。

- 一 本人から休会の申出があったとき
- 二 会費の払い込みを1年間行わなかったとき

3 前2項の規定により退会又は休会した会員が納入した年会費については、これを返還しない。

(規程の改廃)

第6条 この規程は、理事会の議決を経なければ改廃することができない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、会員が受けることのできる特典その他、会員に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。